

令和3年度富山県まちなか開業促進物件整備事業の募集について

1 趣旨

若者や女性、UIJ ターン者等をまちなかに呼びこむことを目的に、遊休資産（空き店舗等）を活用し、開業等を促進する物件の整備を支援します。

2 補助対象物件

若者（概ね45歳までの者）、女性、UIJ ターン者等の複数の事業者が入居する物件（入居者の1/2以上が該当者であることが必要）

※インキュベーション施設は除きます。

- 例）
- ・ 空き店舗をシェアオフィスに改修し、デザイナーや建築家など複数の者が入居し、それぞれ事務所を設立
 - ・ 空きビルを複数の区画に整備し、複数の事業者がそれぞれの区画で物販店や飲食店を開業

3 補助対象経費

改装経費（内装、電気設備、通信・Wi-Fi 設備、水回り 等）、備品購入費、駐車場整備費 等

4 補助対象者

実施事業者（法人、個人は問いません）

5 補助対象地域

県内全域のまちなか（商店街及びその周辺）

6 補助限度額等

補助限度額：1,500千円

補助対象期間：単年度

補助率：県1/3、市町村1/3、事業者1/3

ただし、市町村補助金（県補助と同額以上）が交付されることが必要です。

7 応募方法

(1) 募集期間

令和3年3月24日（水）以降随時、申請受付

※予算額に達した時点で募集終了

(2) 提出書類

- ① 様式第1号 交付申請書
- ② 様式第2号 事業計画書
- ③ 様式第3号 補助事業者概要書
- ④ 様式第4号 収支予算書
- ⑤ 様式第5号 簡易資金繰り表
- ⑥ その他関係書類
 - ・申請に係る商店街と事業実施場所を示す地図
 - ・商店街等、事業実施場所等の現状の写真
 - ・見積書の写し又は積算の根拠となる資料
 - ・住民票謄本（個人の場合）、法人の登記事項証明書（法人の場合）
 - ・その他参考となる資料

(3) 応募上の注意

応募の際には、市町村からの同額以上の補助見込みが必要となりますので、各市町村担当課にご相談ください。

(4) 提出先

富山県 商工労働部 商業まちづくり課 商業活性化係

（4月以降 地域産業支援課 商業活性化係）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

TEL：076-444-3253

（事業者は、各市町村担当課を通じて補助金交付申請書を提出してください。必要な場合は事前にご相談ください。）

8 審査について

提出された書類に基づいて、県商業まちづくり課にて審査を行います。必要に応じて関係者に対し、ヒアリングを実施する場合があります。